, 受付印

設置 県民税利子割に係る営業所等の変更届出書 廃止

							房	<u>₹</u> 止	. , , .			
F	山形 県 知 事	殿								年	月	日
				特別徴	収義務	者						
				所 在	地							
				名称及	び代表	者氏名						
				法人	. 番	号						
						(1)	電話番号	·)
山形県県税条例第48条の9の規定により下記のとおり届け出ます。												
届	出事由	1 設置	2	所在地	及び名	称の変更	3	利子等	の種類	の変更	4	廃止
届発	出 事 由 生 年 月 日				年	,	月	日	郵	便	番	号
		フリガナ										
営業	所 在 地								~	= 15.	亚	
所		フリガナ							電	話	番	号
等	名称及び 代表者氏名								-			
	営業所等ご	利子等	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
納	とに納入す る場合	の種類	11	12	13	14	15	16	17	18	19	
	県内の営業	利 子 等	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
入	所等分を一	の種類	11	12	13	14	15	16	17	18	19	
方	括して納入 する場合	所 在 地			•							
法	本社・	121 11. 16										
	本店を含む。	名称										
摘		'										
要												

[※]裏面もお読みください。

- (注) 1 「届出事由」の欄は、該当番号を○で囲んでください。
 - 2 「営業所等」の欄は、所在地及び名称の変更の場合においては、変更後の所在地及び名称を記載 してください。
 - 3 「納入方法」の欄は、所在地及び名称の変更並びに廃止の場合においては、記載しないでください。

また、利子等の種類の変更の場合においては、変更後の状況を記載してください。 なお、利子等の種類は、下記により選択し、該当番号を○で囲んでください。

1	特定公社債以外の公社債の利子	11	特定目的信託の社債的受益証券の収益の分配で
2	銀行預金利子	1	
3	銀行以外の金融機関の預貯金利子	12	国外私募公社債等運用投資信託等の収益の分配
4	勤務先預金等の利子	13	懸賞金付預貯金等の懸賞金等
5	合同運用信託の収益の分配	14	定期積金の給付補てん金
6	公社債投資信託のうち公募公社債投資信託	15	掛金の給付補てん金
Ţ	以外の収益の分配	16	抵当証券の利息
7	郵便貯金利子	17	貴金属等の売戻し条件付売買の利益
8	国外一般公社債等の利子等	18	外貨建預貯金等の為替差益
9	財形貯蓄契約に係る生命保険等の差益	19	一時払養老保険・一時払損害保険等の差益
10	私募公社債等運用投資信託の収益の分配		

4 設置の場合において、届出営業所等に金融機関共同コードが付番されているときは、当該コード を「摘要」の欄に記載してください。